

市民税課税層に対する居住費・食費の特例減額措置について

R5.2

市民税世帯課税の方は負担限度額認定が適用されませんが、2人以上の世帯の方で、1人が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活される方の生活が困難にならないよう、申請により食費・居住費が軽減される場合があります。

対象となるサービス

①介護保険施設

・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護療養型医療施設（介護医療院）

②地域密着型介護老人福祉施設

※通常の負担限度額認定と異なり、ショートステイは対象になりません。

特例減額措置の要件

次の①～⑥を全て満たす方が対象となります。

- ① その属する世帯の構成員の数が**2以上**（同一世帯に属していない配偶者も構成員として計算）
- ② 介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設に**入所・入院**し、利用者負担第4段階の食事・居住費を負担
※ショートステイは対象になりません。
- ③ **世帯**の年間収入から施設の利用者負担（1割（2割又は3割）の利用者負担、食費、居住費）の見込額を除いた額が**80万円以下**
 - ・世帯：施設入所に当たり世帯分離した場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算
 - ・収入：公的年金等の収入金額＋合計所得金額
- ④ **世帯**の現金、預貯金等の額が**450万円以下**（預貯金等には有価証券、債権等も含まれる）
- ⑤ 世帯がその居住用の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していない
- ⑥ 介護保険料を滞納していない

軽減の内容

特例減額措置の要件を満たした方は、食費若しくは居住費又はその両方について、第3段階②の適用を受けることができます。

利用者負担段階	居住費負担の上限額（日額）					食費（日額）
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室		多床室	
			老健・療養等	特養等		
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円	1,360円

有効期間など

特例減額措置の適用の**有効期間は、毎年7月31日まで**となります。
ただし、**要件を満たさなくなった場合、施設から退所した場合**には、**認定証を返還**する必要があります。

また、**入所・入院する施設が変わる場合、居室の種類が変わる場合**には、要件の再確認のため、**改めて申請**が必要となります。

申請については裏面をご覧ください。

申請方法・添付書類について

申請方法

●特例減額措置の適用を受けるためには、事前に三浦市への申請が必要です。

市役所本館1階9番窓口 高齢介護課にお越しください。

(※南下浦・初声出張所では申請できません。)

特例減額措置の適用は申請月の1日からとなります。

利用開始月の月末までに申請してください。

提出書類・持ち物

① 介護保険負担限度額認定申請書（課税層に対する特別減額措置認定申請）

申請書は高齢介護課窓口に用意してありますので、お問合せください。

② 入所し、又は入所する予定の施設における料金表等の写し

施設との契約書があれば写しを添付してください。

③ 預貯金等の資産状況を確認できる書類の写し

本人、配偶者（別世帯の方を含む）及び世帯員全員が所有する資産が確認できる書類を**全て**ご提出ください。

【対象となる預貯金等の資産（例）】

	資産の種類	提出するもの
対象となるもの	預貯金（普通・定期）	通帳の写し【①、②がわかるページ】 ① 金融機関・支店・口座番号・名義人 ② 最終残高（記帳が申請日から2ヶ月以内のもの）
	有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
	貴金属など （金・銀など、購入先の口座残高から時価評価額が容易に把握できるもの）	購入先の銀行等の口座残高の写し
	投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
	タンス預金（現金）	自己申告（申請書裏面に詳細を記載）
	負債 （借入金・住宅ローンなど）	借入残高が確認できる書類の写し （借用証書・借入金残高証明書など）

※ 時価評価額の把握が困難なもの（自動車、生命保険、腕時計・宝石など）、その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）は預貯金等の資産には含みません。

審査結果

申請書の受付後、**1～2週間程度**で審査結果を郵送によりお知らせします。

申請内容によっては、金融機関への資産調査など、結果の送付まで時間を要する場合があります。

適用となった場合は、あわせて介護保険負担限度額認定証を交付します。**負担限度額認定証は被保険者証とともに担当のケアマネジャー、利用する施設に提示してください。**

【お問い合わせ先】

〒238-0298

三浦市城山町1番1号

三浦市 保健福祉部 高齢介護課

TEL：046-882-1111（内線354・364）